



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価結果を公表します。

伊藤忠商事株式会社

グリーンローン・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

借入人

伊藤忠商事株式会社（証券コード:8001）

評価対象

伊藤忠商事株式会社 グリーンローン・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 伊藤忠商事株式会社の概要

伊藤忠商事株式会社は、1858年（安政5年）に初代伊藤忠兵衛が麻布の行商を開始したことによって創業された、繊維、食料などに強みを有する総合商社。2023年現在、世界61ヶ国に約90の拠点を持つ総合商社として、繊維、食料に加え、機械、金属、エネルギー、化学品、住生活、情報、金融の各分野において、国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資など、幅広いビジネスを展開している。伊藤忠商事は、創業者の伊藤忠兵衛が近江商人であったこともあり、ステークホルダーを大切にする「三方よし資本主義」を実践することで、企業価値の持続的な成長を目指している。

2023年3月期のセグメント別売上総利益の構成は、食料 15.5%、エネルギー・化学品 14.8%、情報・金融 13.4%、機械 11.0%、住生活 10.6%、金属 10.4%、繊維 5.5%、第8カンパニー¹18.0%などとなっている。

伊藤忠商事は多様な分野で強固な事業基盤を有し、資源分野に依存しないバランスの取れた事業ポートフォリオを構築している。特に生活消費関連に強みを持つ伊藤忠グループの様々なビジネス基盤を活用し、異業種融合・カンパニー横断の取り組みを目指している。

中期経営計画「Brand-new Deal 2023」（2022年3月期～2024年3月期）では、伊藤忠商事の特徴でもある「マーケットイン」による事業変革を進めようとしている。グループ最大の消費者基盤であるファミリーマート事業の進化や川下起点のバリューチェーン全体の変革、データ活用・DXによる収益機会拡大に取り組む方針である。

▶▶▶2. 伊藤忠商事のサステナビリティ推進体制及び脱炭素に向けた取り組み

伊藤忠商事では、企業理念である「三方よし」（買い手よし・売り手よし・世間よし）のもと、地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たすべく、事業に取り組んでいる。

伊藤忠グループではサステナビリティへの取り組みを組織的・体系的に推進するために、「サステナビリティ推進基本方針」を2006年4月に制定し、適時に改訂を行ってきた。また、2018年には環境・社会・ガバナンスの視点を取り入れた、自社の重要課題（マテリアリティ）を特定し、マテリアリティに取り組むことで持続可能な社会に貢献していくことを表明している。本フレームワークで掲げられた資金使途は、マテリアリティで特定された項目のうち、「気候変動への取り組み（脱炭素社会への寄与）」の課題解決に貢献するとJCRでは評価している。

また、伊藤忠商事は同社の中期経営計画「Brand-new Deal 2023」において、気候変動を含む『「SDGs」への貢献・取組強化』を基本方針の一つとして制定し、日本政府の「2050年までのカーボンニュートラル」という目標を踏まえつつ、それを上回る2040年までにクリーンテックビジネスによる削減貢献量も加味した「オフセットゼロ」を目指すことを宣言している。

また、これらの取組みを進めるためにサステナビリティ委員会が設置されており、サステナビリティ関連目標設定・進捗状況、現状のサステナビリティ関連のリスク及び機会等の検討を行っている。また、サステナビリティに関する取り組み推進の企画・立案や施策内容の報告を行う部署としてサステナビリティ推進部を有しているほか、伊藤忠商事の各カンパニー及び機能部署のマネジメントを執行側のESG責任者と定め、ESG責任者はサステナビリティ関連事項について各種施策・取組みの進捗管理及びモニタリングし、サステナビリティ委員会に報告が行われている。

¹ 第8カンパニーとは、既存の7カンパニーと協働し、新たなビジネスの創出・客先開拓を目指す部門のこと。

▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

一般の評価対象は、伊藤忠商事がグリーンローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが、「グリーンローン原則²」及び「グリーンローンガイドライン³」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

伊藤忠商事は本フレームワークにおける資金使途を、あらかじめ定められた適格クライテリアを満たす事業への新規投資またはそのリファイナンスとしている。また、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

さらに資金使途の対象となるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が関与するよう適切に定めているほか、資金管理についても適切な管理を行い、外部監査等を通じた統制が働いている。レポートिंगについても、資金充当状況及び環境改善効果に関する項目を適切に定め、ウェブサイト等で開示することとしている。以上より、JCRは伊藤忠商事における管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

² Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"
<https://www.lsta.org/content/guidance-on-green-loan-principles-glp/>

³ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途
【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。





▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

本フレームワークの資金使途は、再生可能エネルギー発電事業、廃棄物処理発電事業およびサーキュラー・エコノミー関連事業に関する新規投資またはリファイナンスに充当される予定であり、後述の通り、すべての適格事業において環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク
3.1 調達資金の使途

当社が調達するグリーンローンの総額と同額が、返済までの間、新規又は既存の、以下に記載する適格基準を1つ以上満たす事業（以下「適格事業」）に充当されます。適格事業は「適格グリーン事業」となります。なお、既存事業への充当の場合は、グリーンローンの実行から36ヶ月前までの事業とします。

適格基準

適格事業区分	適格事業	環境目標	SDGs
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー発電事業 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光・風力・水力発電等再生可能エネルギー発電事業の開発、買収、管理、運営保守事業 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の緩和（温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入） 	   

汚染の防止と管理

廃棄物処理発電事業（高度な廃棄物の回収・処理）

- 廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電などの汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業

- 循環型社会実現への貢献（直接埋立量の削減、温室効果ガス排出量の削減）



サーキュラー・エコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品

サーキュラー・エコノミー関連事業

- 都市ごみからリニューアブル水素・燃料を製造する事業

- 気候変動の緩和（温室効果ガス排出量の削減）



汚染の防止と管理

除外規定：以下に該当する事業については、グリーンローンの資金用途からは除外します

当社は、グリーンローンの調達を通じて調達した資金の充當に適用される除外規定を以下の通り作成しました。これに関し、当社は、以下の除外規定に含まれるプロジェクトへ調達資金を故意に充當しないことを約束します。

- 廃棄物処理発電事業の事業スコープのうち、廃棄物処理に係る埋立事業

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

(1) 適格事業 1：再生可能エネルギー発電事業

適格事業 1 の資金用途対象は、太陽光・風力・水力発電等の再生可能エネルギー発電事業の開発、買収、管理、運営保守事業である。本資金用途は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金用途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

再生可能エネルギーは、太陽光や風力その他の非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものであり、再生可能エネルギーの種類としては太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等が挙げられる。再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガス（GHG）を排出しないことから、その導入を拡大することは、電力などエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要不可欠であると JCR は評価している。また、再生可能エネルギーは、各地域の自然環境に応じて生産できることから、地産地消が可能なエネルギーとしても重要性が高まっている。

日本においては、2021年10月に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減（2013年度比）、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けて、S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提として、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。資源エネルギー庁によると、日本における再生可能エネルギーの電力比率は、2020年度で約19.8%である⁴。

また、海外においても、再生可能エネルギーによる発電はカーボンニュートラルの観点から重要性が増している。一例として、米国では、バイデン大統領が2021年に前トランプ政権時代に離脱していたパリ協定への復帰を行い、2030年までに2005年比でCO₂排出量の50~52%削減および2050年までのカーボンニュートラルを宣言するなど、気候変動に対する取り組みを本格的に進めてきた。電力部門においても2035年までに脱炭素化を行うことを目指しており、そのために太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の大幅な増設が不可欠と考えられている。米エネルギー省エネルギー情報局（EIA）が公表しているAnnual Energy Outlook2023（AEO2023）によると、米国における再生可能エネルギー発電設備は、Reference Caseにおいて2022年の309GWから2050年までに1,163GWと大幅な増加が見込まれている。また、2022年に成立したインフレ削減法においても再生可能エネルギー発電設備やCCSの促進のための税控除が含まれており、米国においてもカーボンニュートラルに関する目標の実現に資する重要な資金使途であるとJCRでは評価している。

以上から、伊藤忠商事が資金使途としている太陽光・風力・水力発電等の再生可能エネルギー発電事業の開発、買収、管理、運営保守事業については、各国のカーボンニュートラルの実現に資する取り組みであり、事業を行う際にも、環境・社会等に関する影響に配慮して適格プロジェクトを選定していることから、環境改善効果を有していると評価できる。

(2) 適格事業2：廃棄物処理発電事業（高度な廃棄物の回収・処理）

適格事業2の資金使途対象は、廃棄物処理の際に発生する熱を利用した発電事業である。本資金使途は、「グリーンローン原則」における「汚染の防止と管理」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

家庭やオフィス、店舗等から発生した廃棄物については、燃やせるもの（可燃ごみ）と燃やせないもの（不燃ごみ）、またリサイクルするべきものに分別した後、可燃ごみについては焼却することによって処理され、嵩を減らしたうえで、焼却後の残渣から経済価値のあるもの（金属、セメント等）についてはリサイクルして資源化を行い、残りについては最終処分場において埋立処分が行われる。

廃棄物処理発電事業は、上記廃棄物処理のうち、可燃ごみの焼却によって発生した熱でタービンを回転させてエネルギーを回収し発電を行う部分の事業である。通常であればごみ焼却により発生した熱エネルギーをそのまま廃棄物処理施設外に排出されるところ、そこで発生したエネルギーの

⁴ 資源エネルギー庁「今後の再生可能エネルギー政策について」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/040_01_00.pdf

有効活用を可能にするものであり、発電による電力供給を通じて、環境改善効果を有すると評価している。

一方、廃棄物焼却時に、ダイオキシンなどの有害物質が含まれている可能性があることは注意すべき点として挙げられる。JCR では有害物質が人体や周囲の環境に影響を及ぼさないように焼却後の排気ガスについて定期的なモニタリングが行われることが望ましいと考えている。

(3) 適格事業3：サーキュラー・エコノミー事業

適格事業3の資金使途対象は、都市ごみからリニューアブル水素・燃料を製造する等のサーキュラー・エコノミー関連事業である。本資金使途は、「グリーンローン原則」における「サーキュラー・エコノミーに対応した製品、製造技術及びプロセス」、「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「サーキュラー・エコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」に該当する。

サーキュラー・エコノミーとは、従来のリユース・リデュース・リサイクルといった3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものである。また、サーキュラー・エコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高める可能性を有しており、新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいる。

サーキュラー・エコノミーについては、製品の設計から生産・利用・廃棄に至る各プロセスにおいて様々な取り組みが含まれるため、プロジェクトごとに確認する必要がある。

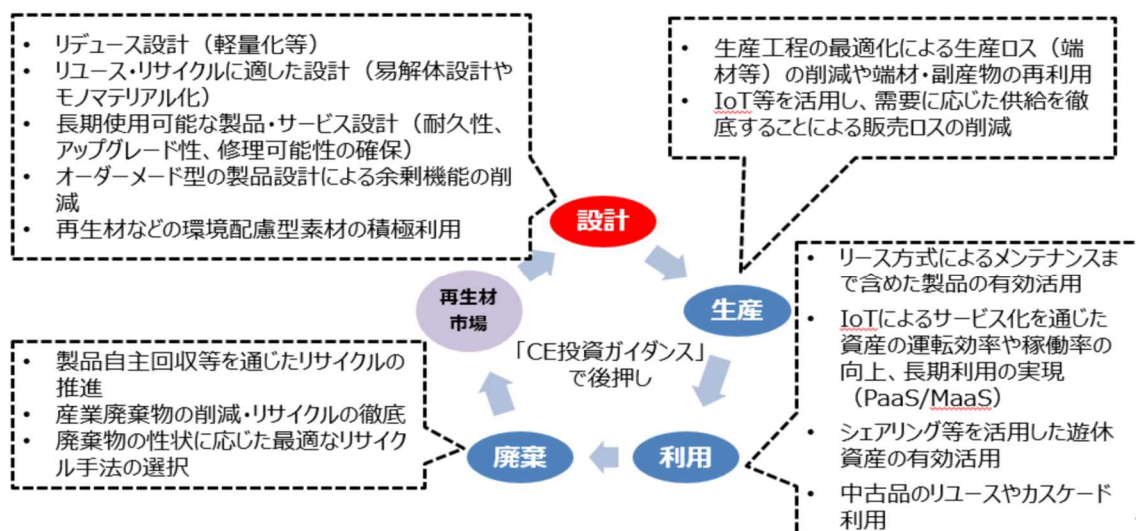


図 1：サーキュラー・エコノミーの類型⁵

⁵ 出典：経済産業省、環境省「循環型の事業活動の類型について」
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ce_finance/pdf/002_04_02.pdf

伊藤忠商事では、サーキュラー・エコノミーに資する事業との業務提携や出資等を積極的に行い、廃棄される予定の資源の有効活用等により、新たな付加価値を有する製品を生み出す取り組みを進めている。

伊藤忠商事の今回の資金使途は、都市ごみからリニューアブル水素・燃料を製造する事業である。発生した都市ごみは、前述の廃棄物処理発電でも記載の通り焼却・埋立が行われるが、都市ごみを原料として水素や合成燃料を製造することで、都市ごみの焼却や、世界中で年間約 20 億トンともいわれる埋め立てによる環境負荷を削減することができるほか、化石燃料の使用を代替することが出来、化石燃料由来の CO₂ 排出削減に貢献できる。

なお、本資金使途に際しては、リニューアブル水素・燃料の生産過程において化石燃料を使用する可能性もあり、その場合は事業のライフサイクルで見た場合に CO₂ 削減効果を有する事業について、環境改善効果を有すると JCR では評価している。

<資金使途に関する適格性について>

伊藤忠商事では、本フレームワークの資金使途がグリーンローンの対象として適切かどうかについて、本フレームワークの中で、「環境に対して長期的にプラスの影響を与える可能性が高いと思われるもの及び法令・諸規則の遵守、許認可取得、環境影響評価の手続き等が適正であるものに限って適格とする方針」と記載しており、これに該当しないものについては、適格プロジェクトの対象外としている。また、事業を行う際には、環境・社会・ガバナンスに関して 28 項目の内容を記載した ESG チェックリストにて確認を行い、チェックリストの項目を満たしていないプロジェクトについては、上記のフレームワークの記載と同様に、投資の対象外としている。これらの内容は、本フレームワークの資金使途を、環境改善効果を有するものや地域住民等からの反発がなく、事業を行う地域の法律を遵守して行うプロジェクトのみに限るものであり、JCR では、この適格クライテリアの設定は適切であると評価している。

2. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会に対する負の影響にかかる本フレームワーク

環境・社会リスクへの対応

- 伊藤忠グループでは、全社レベルでのリスク管理の一環として、サステナビリティを推進していくため、人権・労働安全・気候変動・自然災害・ESG 投資等の ESG リスクに関して、サステナビリティ委員会を中心に関連委員会と協議を経て、ESG リスクに関する方針や施策、及びリスク管理体制の浸透について討議のうえ、年に 1 回以上の頻度で、取締役会への報告を行っています。
- 事業投資プロセスにおいては、投資判断時の検討項目の一つに ESG リスク評価を導入しています。具体的には、環境・社会等に与える影響や投資対象のガバナンス状況を 28 項目からなる ESG チェックリストを用いて事前に評価しています。また投資実行後もグループ会社における環境汚染等の未然防止を目的として、現地訪問調査等による ESG 評価を多面的に実施しています。

- 事業領域の拡大を背景に、伊藤忠商事のサプライチェーンは広域化・複雑化し、自社が直接管理できる工程だけでなく、原料の調達や生産地、中間流通及び消費地での人権・労働及び環境等へのリスクマネジメントがより必要となっています。特に自社の購買シェアが比較的高いサプライヤーの現場管理については、その配慮や責任度合も大きく、優先して取組むべき事項として捉えています。
- 伊藤忠商事は、「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、以下のような調査・レビューの取組みを行うことで、問題発生の未然予防に努め、問題が見つかった場合にはサプライヤーとの対話を通じて改善を目指します。サプライヤーの実態を把握するため、ISO26000の7つの中核主題を必須調査項目としたうえで、高リスク国・取扱商品・取扱金額等一定のガイドラインのもとに各カンパニー及び該当するグループ会社が重要サプライヤーを選定し、各カンパニーの営業担当者や海外現地法人及びグループ会社の担当者がサプライヤーを訪問しヒアリングを実施しています。またアンケート形式（サステナビリティチェックリスト）のサステナビリティ調査を2008年度より進めています。

当社は、上記のリスク対応等含めた ESG リスク及び ESG 論争のモニタリングについてはグリーンローン返済時までにおいても対応していきます。

伊藤忠商事では、適格事業への事業投資を行うプロセスにおいて、ESG リスク評価を導入している。これは、環境・社会等に与える影響や投資対象のガバナンス状況をチェックリスト形式として評価するものである。JCR では、伊藤忠商事の取組みは、ESG に関するリスクの見落としを防ぎ、自社のみならず、事業の開始による環境・社会に対するネガティブな影響の発現を防ぐ適切な取り組みであると評価している。

なお、環境や社会に対するネガティブな影響の特定、対応策は、適格事業毎に異なるものの、一例として、廃棄物処理発電事業およびサーキュラー・エコノミー関連事業については、土壌汚染リスクや公害問題発生リスクなどに関して、必要に応じて事前に環境アドバイザーを起用し環境アセスメントを実施の上で、プロジェクト対象国政府当局から承認を取得する。また、取引先・消費者（地元住民等）からのクレームがあった場合には、政府当局へ定期的に報告し、フィードバックを受ける体制を整えることを想定している。

これらのリスクの分析後、重要事項を協議する DMC (Division Company Management Committee) 及び HMC (Headquarters Management Committee) にてサステナビリティ関連のリスクが検証される。

また、投資実行後についても現地訪問調査等による ESG 評価を実施しており、投資後のリスクの管理を行っているとして評価している。

なお、グリーンローンの資金使途として適切かどうかという観点から適格事業を選定する際には、フレームワークに記載されている、対象資産の適格基準への準拠の検証を行っている。その中には、環境に対して長期的にポジティブな影響を与える事業であることや、法令等に則った許認可取得、環境影響評価の手続きの確認が含まれている。

JCR では、上記確認項目については適切であり、環境・社会に対する負の影響は特定され、適切に対応される蓋然性が高いと考えている。

3. SDGs との整合性について

国際資本市場協会（ICMA）の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



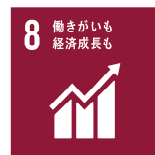
目標 3：すべての人に 健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8：働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス
【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標
目標にかかる本フレームワーク
1. SDGs への取組み

伊藤忠商事の創業の精神である企業理念「三方よし」のもと、グローバルに事業を行う伊藤忠グループは、地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たすべく、持続可能な社会の実現に貢献します。

伊藤忠グループはサステナビリティへの取り組みを組織的・体系的に推進すべく、以下の通り「サステナビリティ推進基本方針」として方向性を定めております。

「サステナビリティ推進基本方針」

(1) マテリアリティの特定と社会課題の解決に資するビジネスの推進

国際社会の一員として、自社のみならず社会にとっても持続可能な成長につながるマテリアリティを策定し、事業活動を通じて企業価値向上を目指します。

(2) 社会との相互信頼づくり

正確で明瞭な情報開示及び開示情報の拡充に努め、ステークホルダーとの双方向の対話を通じて、社会からの期待や要請を受けとめ、それらを実践していくことで信頼される企業を目指します。

(3) 持続可能なサプライチェーン・事業投資マネジメントの強化

地球環境の保全や気候変動の緩和と適応、汚染防止と資源循環、生物多様性及び生態系の保

護、人権と労働における基本的権利に対し、問題の未然防止及び継続的な配慮に努め、持続可能な事業活動を推進します。

事業投資先や取扱商品のサプライチェーン上の資源（大気、水、土地、食糧、鉱物、化石燃料、動植物等）の有効利用、人権の尊重、及び労働安全衛生への配慮に努めます。取引先に対しては当社グループのサステナビリティに対する考え方への理解と実践を求め、持続可能なバリューチェーン構築を目指します。

各国法制度及び国際規範を尊重し、世界各国・地域の文化、伝統、慣習の理解に努め、公正かつ誠実な企業活動を展開します。

(4) サステナビリティ推進に向けた社員への教育・啓発

「サステナビリティを推進するのは社員一人ひとり」であることから、社員に対し重要課題に関する意識を醸成するための教育・啓発活動を行います。社員一人ひとりが、本方針に基づき各組織のアクションプランを実行します。

伊藤忠グループは、人々の暮らしを支えるさまざまな商品やサービスを提供するため、原料等の川上から小売等の川下までを包括的に事業領域としており 8 つのカンパニーにて成り立っております。サステナビリティ推進基本方針のもと、各カンパニーが自らの事業領域においてサステナビリティを推進し、国連で採択された持続可能な開発目標に対してコミットすることで、グループ全体におけるサステナビリティへの取組みが強化されるものと考えております。伊藤忠グループは、グループ全体で、国連で採択された 17 の持続可能な開発目標（SDGs）全てにコミットしております。

また、伊藤忠グループは 2021 年 5 月 10 日に公表した 2021～2023 年度中期経営計画において、「SDGs」への貢献・取組強化を以下の通り掲げました。

- 『三方よし資本主義』
 - 持続可能な社会を目指し、全てのステークホルダーに貢献する資本主義へ。
 - 本業を通じ、生活基盤の維持・環境改善等「SDGs」実現に貢献。
- 【主要施策】
 - 一般炭権益からの完全撤退を含めた脱炭素化の推進。
 - 環境配慮型製品、循環型事業・サービスへの取組強化。（サステナブル素材、リサイクル、蓄電池、水・廃棄物処理等）

伊藤忠グループは、SDGs への社会的要請の高まりによる事業機会拡大を受け、業態変革を通じた成長を実現すると共に、SDGs 実現に貢献していきたいと考えております。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

伊藤忠商事では、企業理念である「三方よし」（買い手よし・売り手よし・世間よし）のもと、地球環境や社会課題への対応を経営方針の最重要事項のひとつとして捉え、企業行動指針である「ひとりの商人、無数の使命」を果たすべく、事業に取り組んでいる。

伊藤忠グループではサステナビリティへの取り組みを組織的・体系的に推進するために、「サステナビリティ推進基本方針」を2006年4月に制定し、適時に改訂を行ってきた。また、2018年には環境・社会・ガバナンスの視点を取り入れた、自社の重要課題（マテリアリティ）を特定し、マテリアリティに取り組むことで持続可能な社会に貢献していくことを表明している。

本フレームワークで掲げられた資金使途は、マテリアリティで特定された項目のうち、「気候変動への取組み（脱炭素社会への寄与）」の課題解決に貢献するとともに、中期経営計画におけるSDGsの取組みに関する主要施策である、脱炭素化の推進及び環境配慮型製品、循環型事業・サービスへの取組強化に資すると内容であると JCR では評価している。

以上より、JCR では本フレームワークに基づくグリーンローンの実行は、伊藤忠商事のサステナビリティに関する取組み、マテリアリティ及び中期経営計画で定められた事業の展開に貢献するものであると評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ I で記載の通りである。JCR は、プロジェクトの選定基準について適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

3.2 プロジェクトの評価および選定プロセス

本グリーンローンの調達資金が充当される事業は、返済までの間、以下の関係部署が連携して、以下の事項を決定します。

関係部署（以下を含む関係部署で連携して決定）

- ・ 財務部
- ・ サステナビリティ推進部

決定事項

- ・ 対象資産の適格基準への準拠の検証（環境に対して長期的にプラスの影響を与える可能性が高いと思われるもの及び法令・諸規則の遵守、許認可取得、環境影響評価の手続き等が適正であるものに限って適格とする方針）
- ・ 対象資産が「調達資金の使途」で規定されている内容と一致していることの確認

- 適格基準を満たさなくなった対象資産の入れ替え
- フレームワークの内容を確認し、会社の事業戦略や技術、市場等に関する変更を本文書に適宜反映・更新

【本フレームワークに対する JCR の評価】

伊藤忠商事では、適格プロジェクトについて、過去三年分の案件の内、投融資を実行した案件又は 24 か月以内の投融資が見込まれる案件を、財務部によってリストアップを行う。そのリスト内の案件を、カンパニーESG 推進担当と共に、グリーンローンとして適格な事業であるか、また、レポートで求められる各種情報を開示可能か、等を協議したうえで、フレームワーク対象案件を選定し、財務部長が決定する。

以上より、適格プロジェクトについて専門的知見を有する部署が関与して選定が行われており、また、その選定方法についても本評価レポート等で開示が行われることから、適切であると評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、伊藤忠商事の資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

3.3 調達資金の管理

当社財務部がグリーンローンとして調達した資金について、一般勘定にて適格事業への充当および管理を行います。当社財務部は、本フレームワークに基づいて調達されたグリーンローンの調達額と同額が適格事業のいずれかに充当されるよう追跡・管理すると同時に、必要に応じて定期的に調達額と充当額が一致するよう調整します。調達資金の全額が上記適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用します。仮に事業が中止又は延期となった場合には、調達資金は本フレームワークに則り、適格事業に再充当されます。調達資金は24ヶ月以内に充当する予定です。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンローンで調達された資金については、リファイナンスについては即時に、新規投資についてはフレームワークに記載の24か月以内に充当が行われる。

グリーンローンで調達した資金の充当状況については、財務部及びサステナビリティ推進部が連携し、資金使途となるプロジェクトを担当する部署の部長が資金充当状況について承認を行う。

グリーンローンで調達された資金は、財務部が社内会計システム等を用い、適格事業の合計額がグリーンローンによる調達額を下回らないように、かつ当該システム内でグリーンローンによる調達であることが記載の上で管理される。

伊藤忠商事の関係会社等が実施主体となるプロジェクトについては、伊藤忠商事から当該関係会社等に対して直接的・間接的に投融資を実施するとともに、伊藤忠商事の社内会計システム等を用いて管理される予定である。

調達した資金については、伊藤忠商事の権限規程に基づき適格事業への支払いが実行される。前記のように伊藤忠商事の関係会社等が実施主体となるプロジェクトについては、当社から当該関係会社等に対しての直接的・間接的な投融資の支払は上述の権限に基づいて行われ、関係会社等においては各社の権限規程に基づき資金の支払が実行される。

また、内部組織または外部の会計監査法人等による第三者の監査については、資金調達という観点で内部監査及び外部監査の対象に含まれる予定である。

グリーンローンによって調達した資金に関する金銭消費貸借契約等については、財務部にて紙ベースで、借入金完済後7年間保管される予定である。

なお、資金充当事業と適格事業区分の乖離や、プロジェクトの中止・売却が発生するなどして、未充当資金が発生した場合は、調達資金が適格事業に充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて運用する予定である。

以上より、JCR では、伊藤忠商事における資金管理体制は適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポート及びグリーンローン・フレームワークにて開示される予定であることを踏まえて、透明性が高いと評価している。

III. レポーティング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での貸付人等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、伊藤忠商事のレポーティングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、貸付人等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポーティングにかかる本フレームワーク

3.4 レポーティング

当社は、本フレームワークに基づいて調達されたグリーンローンの調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間、年次にて当社ウェブサイトにて報告します。また、充当事業に関して重大な変更が生じた場合においても、適宜報告する予定です。

資金充当状況レポーティング

当社は、以下を含む資金充当状況を実務上可能な範囲においてレポーティングする予定です：

- ・ 「調達資金の使途」に記載される適格グリーン事業の以下事業区分での充当額及び充当状況（リファイナンス・新規ファイナンスの割合含む）

1. 再生可能エネルギー発電事業
2. 廃棄物処理発電事業
3. サーキュラー・エコノミー関連事業

- ・ 未充当資金がある場合は、「調達資金の管理」の指針に沿った未充当資金の管理方法に関する情報

インパクト・レポーティング

当社は、本フレームワークに基づいて調達されたグリーンローンの調達資金が充当された適格事業による環境への効果について以下指標を含めて実務上可能な範囲においてレポーティングする予定です。

適格事業区分	適格基準	インパクト・レポート指標
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー発電事業 <ul style="list-style-type: none"> 太陽光・風力・水力発電等再生可能エネルギー発電事業の開発、買収、管理、運営保守事業 	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の容量 (KW) 発電設備による発電量 (kWh) 発電による CO2 排出削減量 (t-CO2)
汚染の防止と管理	廃棄物処理発電事業 (高度な廃棄物の回収・処理) <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電などの汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 発電量/想定発電量 (MWh) 推定 CO2 排出削減量 (t-CO2) ボトムアッシュからの金属の回収量/想定回収量 (t)
サーキュラー・エコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品	サーキュラー・エコノミー関連事業 <ul style="list-style-type: none"> 都市ごみからリニューアブル水素・燃料を製造する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 水素生産量 (MT) 及び燃料生産量 (BBL)
汚染の防止と管理		

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポート

グリーンローンの資金用途については、資金充当状況に関するレポートとして、全額が適格事業に充当されるまでの間、年次にて伊藤忠商事のウェブサイトにて開示される予定である。なお、充当事業に関して重大な変更が生じた場合においても、ウェブサイトにおいて適宜開示される予定である。

環境改善効果に係るレポート

伊藤忠商事は、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートとして、本フレームワークに定める内容を、全額が適格事業に充当されるまでの間、年次で伊藤忠商事のウェブサイト上にて開示される予定である。

伊藤忠商事が開示予定のレポート内容は、再生可能エネルギー事業や廃棄物処理発電事業においては、発電量や CO₂ 排出削減量、サーキュラー・エコノミー関連事業では、水素生産量 (MT) 及び燃料生産量 (BBL) が予定されており、いずれも定量的な指標が含まれている。

以上より、JCR では、伊藤忠商事の資金充当状況及び環境改善効果に係るレポート体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、伊藤忠商事がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見を取り入れつつサステナビリティに関する取り組み内容を策定している点について、高く評価している。

伊藤忠商事では、優先的に解決すべき重要課題として定めたマテリアリティを各カンパニーや職能組織が「サステナビリティアクションプラン」に落とし込んでおり、収益力の維持・向上を担保しつつ、トレードや事業投資といった事業活動を通じて、持続的な企業価値向上と社会課題の解決の両立に取り組んでいる。

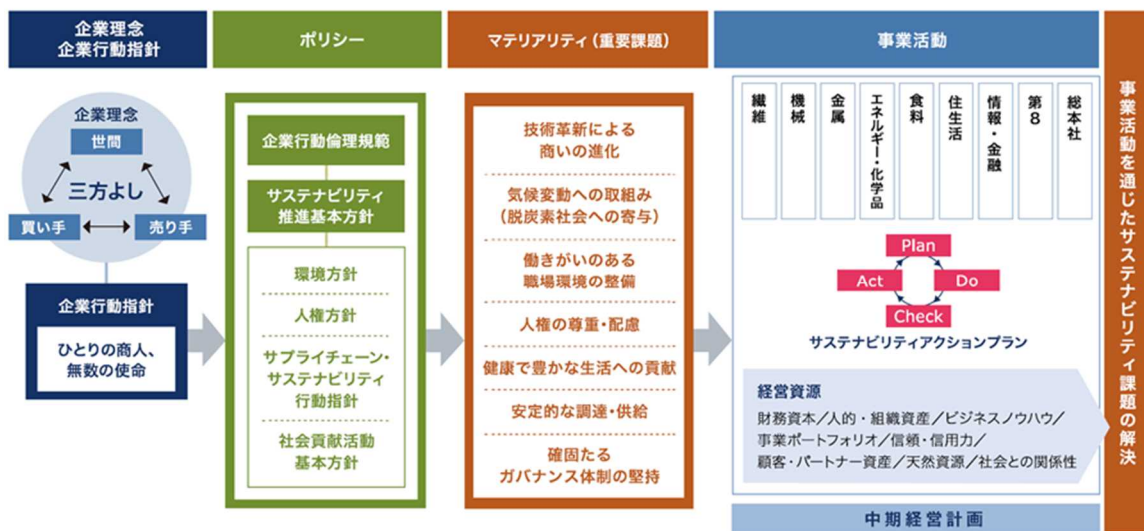


図2 サステナビリティ推進の流れ⁶

伊藤忠商事のサステナビリティ委員会は、サステナビリティ関連目標設定・進捗状況、現状のサステナビリティ関連のリスク及び機会等の検討を行っている。また、サステナビリティに関する取り組み推進の企画・立案や施策内容の報告を行う部署としてサステナビリティ推進部を有しているほか、伊藤忠商事の各カンパニー及び職能部署のマネジメントを執行側の ESG 責任者と定め、ESG 責任者はサステナビリティ関連事項について各種施策・取組みの進捗管理及びモニタリングし、サステナビリティ委員会に報告が行われている。サステナビリティ委員会で討議された内容は会長

⁶ 伊藤忠商事 ウェブサイト https://www.itochu.co.jp/ja/ir/doc/annual_report/online2023/sustainability.html

CEO、社長 COO の直下に設けられた組織である HMC において協議が行われた後に決定が行われており、その内容は取締役会に報告が行われる。

また、前述のサステナビリティ推進基本方針については、外部のコンサルティング会社に国際的な基準との齟齬の確認を受けた後に発表を行っているほか、サステナビリティアドバイザリーボードという社外の有識者を招いて伊藤忠商事の取組みに関して外部の意見を聞く取組みを定期的に行っている。

気候変動の取組みについては、気候変動が伊藤忠商事の事業に及ぼすリスクと機会の重要性を踏まえて、2019 年に気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言に賛同を行い、気候変動の幅が 1.5 度及び 2°C 未満に抑えられるシナリオと 4°C 程度上昇してしまうシナリオに分けて機会とリスクの分析を行っている。伊藤忠商事では 4°C シナリオにおいて、異常気象によって、フィリピンにおけるバナナやパイナップルの収穫量が悪化する可能性を認識し、産地多角化の一環として西アフリカのシエラレオネにおけるパイナップル生産事業を行っている。また、2°C 未満シナリオにおいて、再生可能エネルギー事業の案件推進によって、移行リスクである炭素税や CCUS によってかかる費用を相殺することができることから、再生可能エネルギー事業の積極的な推進を行っている。上記のような事業を通じ、伊藤忠商事は TCFD のシナリオ分析を自社事業の意思決定に活用している。

また、同社の中期経営計画「Brand-new Deal 2023」において、気候変動を含む『「SDGs」への貢献・取組強化』を基本方針の一つとして制定し、日本政府の「2050 年までのカーボンニュートラル」という目標を踏まえつつ、それを上回る 2040 年までにクリーンテックビジネスによる削減貢献量も加味した「オフセットゼロ」を目指すことを宣言している。「オフセットゼロ」とは、伊藤忠商事の定義によれば、「削減貢献量が当社 GHG 排出量を上回る状態」であり、再生可能エネルギー事業をはじめとする各種クリーンテックビジネスによって削減された CO₂ 排出削減貢献量と化石燃料等の取扱いによって発生している GHG 排出量をバランスさせていく取組みである。

加えて、伊藤忠商事では、GHG 排出量の削減に向けて、2019 年 2 月に石炭火力発電事業及び一般炭炭鉱事業への取組みについて、「新規の石炭火力発電事業の開発及び一般炭炭鉱事業の獲得は行わない」方針を公表している。脱炭素の取組みについては、一般炭炭鉱権益からの撤退を決定し、2019 年に豪州 IMEA 社を通じて保有する Rolleston 一般炭炭鉱全持分権益を売却、2021 年 4 月にコロンビア・Drummond 権益の売却を実行し、一般炭のみを生産する炭鉱権益からの撤退を完了している。原料炭と共に一般炭も生産するオーストラリア・Ravensworth North 権益の売却も実行しており、一方でエネルギーの安定供給にも目を配りながら、他方で可能な限り急ピッチで石炭をはじめとする化石燃料の取扱いを減少させるという困難な取組みを進めていることは、伊藤忠商事のサステナビリティに対する取組みが、現実を見据えながら着実に実施されている表れであると JCR では評価している。

なお、伊藤忠商事の行うビジネスは上流から下流まで幅広く、サプライチェーンや投資先における人権をはじめとするサステナビリティに関するリスクに常にさらされている。伊藤忠商事では、人権に関してデューデリジェンスを行い、不適切な取扱いを行っている企業との取引を行わないようにするほか、サプライチェーンにおけるアンケート調査や各商品における調達方針の策定などを行って、自社ビジネスにおけるサステナビリティへの取組みを強化している。

以上より、JCR では、伊藤忠商事がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、サステナビリティに関する問題に関する会議体を有して実務・経営の観点から取り組みを行っているほか、社内の実務担当部署や外部の専門家の知見を取り入れつつサステナビリティに関する取り組みを進めている点について、高く評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」、及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル